

令和4年度 年金受給に関する改正点

Q 還暦を過ぎ、年金の請求を考えています。今年から変更される制度があると聞きました。変更される主な内容を教えてください。

A 令和4年4月から年金の受給可能年齢に達した被保険者に対して、次の項目が改正されます。

◎在職老齢年金の基準額の見直し

60歳から64歳の方が在職中に老齢厚生年金受けを取る場合、給与と年金の合算による減額準額が28万円から、47万円に引き上げられます。

◎在職定時改定の導入

65歳以上70歳未満で老齢厚生年金を受給者している方が、厚生年金の被保険者となった場合、支給年金額が毎年10月に改定されます。在職中でも毎年10月に、前年9月から当年8月までに収めた保険料が年金額に反映される制度が新設されました。改定された年金額は12月から支給されます。

◎年金受給開始時期の上限引き上げ

年金の受け取り開始時期が70歳から75歳まで延長可能となり、最大84%年金額が増額可能になります。

◎繰上げ支給による減額率の見直し

昭和37年4月2日以降に生まれた方は、年金繰上げによる減額率が1か月あたり、0.5%から0.4%に緩和されます。尚、繰下げによる増額率は、現行と同じ1か月あたり0.7%となる見込みです。

(表参照)

65歳時の年金支給額を100.0%とした場合の増減割合

繰り上げ支給		繰り下げ支給			
受給開始年齢	受給率	受給開始年齢	受給率	受給開始年齢	受給率
60歳	76.0%	66歳	108.4%	71歳	150.4%
61歳	80.8%	67歳	116.8%	72歳	158.6%
62歳	85.6%	68歳	125.2%	73歳	167.2%
63歳	90.4%	69歳	133.6%	74歳	175.6%
64歳	95.2%	70歳	142.0%	75歳	184.0%

【令和4年4月以降】